

議案第九号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第三章中第三十七条の次に次の一条を加える。

（区立駐車場の標識の表示）

第三十七条の二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の三の規定により、同法第二十四条の二第一項の規定に基づき駐車料金を徴収する区立駐車場（以下この条において

「道路付属物駐車場」という。）に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならぬ。

一 利用料金（第三十五条第二項の規定により使用料を徴収する場合にあつては、使用料。

以下この項において同じ。）の額

二 利用することができ時間

三 利用料金の徴収方法

四 その他道路付属物駐車場の利用に關し必要な事項

2 前項の標識は、道路付属物駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

3 道路付属物駐車場以外の区立駐車場に設ける標識の表示については、前二項の規定を準用する。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の施行による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。